

2025 年 6 月 12 日

医療基本法に関するアンケート回答

政党名：社会民主党

記入者：政策審議会 松本貴裕

質問 1

明記しています。

質問 1-3

医療を公的機関としてしっかりと位置づけ、患者、市民、医療現場で働く人びとの声を反映させた体制が求められています。憲法 13 条「幸福追求権」、憲法 25 条「生存権」を根底に、医療について基本理念を明らかにし、総合的、計画的に推進していく「医療基本法（仮称）」が必要であると考えます。

質問 2

明記しています。

質問 2-3

喫緊の課題としては、政府が強引に推進する地域医療の再編、公立・公的病院の統廃合を一旦中止すべきです。この問題は、住民がそこに住み続けられるのかどうか、地域の存続にも関わる問題です。またこの間、国は保健所や保健師の削減を続け、公衆衛生体制を脆弱にしてきました。新型コロナウイルスによる感染拡大は、その誤りが露呈しました。医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進は非常に重要であると考えています。

質問 3

明記しています。

質問 3-3

患者の権利を尊重・擁護するために、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの周知、徹底が必要だと考えます。患者や家族が医療記録を知る権利を保障するために、カルテ開示の法制化も必要です。医療事故の原因調査、再発防止のために、医師の事故報告の義務化や安全指導等、そして被害者救済のための公的な制度を実現すべきです。「患者の権利基本法」（仮称）から、さらに包括的な「医療基本法（仮称）」にシフトします。

質問 4

重要な法案であり、実現に努力していきたいと思います。

近年の医療の高度化、複雑化に一般市民が追いつくことは非常に困難です。医療は極めて専門的な分野であり、医師等がもつ知識や情報量は圧倒的に大きく、患者や家族にとって”医療は与えられるもの”という意識が根強くあります。自分のいのち、からだの主体は患者であり、本人が安心、納得、満足できるためには、患者の権利を尊重する視点が必要です。憲法 13 条「幸福追求権」、憲法 25 条「生存権」を根底に、医療について基本理念を明らかにし、総合的、計画的に推進していく医療基本法（仮称）が必要であると考えます。

以上